

# 国際会計基準のアドプションに向けた日本の対応

—経緯と問題点—

平 松 一 夫

## I IFRS をめぐる議論の特徴

国際的な会計基準をめぐる議論は、1970年代以降、長年にわたり「調和化 (Harmonization)」に関する議論として展開されてきた。ところが、2006年以降、わが国の会計基準の設定において現実に進められているのは、国際会計基準審議会 (IASB) が公表する国際会計基準・国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: 以下、IFRS) と日本基準との「統合・収斂 (Convergence: 以下、コンバージェンス)」である。さらに2009年からは、近い将来に起こるであろうこととして IFRS の「採用・導入 (Adoption: 以下、アドプション)」が議論されるようになっていく。

ここに調和化とは、各国会計基準に差異が存在することをある程度は認めつつ、これを可能な限り許容範囲に収めようとするものである。これに対してコンバージェンスとは、わが国の会計基準と IFRS との差異を極力なくし、ほぼ同一内容の会計基準とすることをいう。また、アドプションとは、日本企業が日本の会計基準ではなく IFRS を採用することである。

IFRS と日本基準の間には、会計基準に関する基本的な考え方においていくつかの重要な相違点があり、そのことが、コンバージェンスやアドプションをめぐる議論を複雑なものにしている。

主たる相違点の一つは、IFRSが「原則主義 (principles-based)」アプローチを採るのに対して、日本基準は「細則主義 (rules-based)」アプローチを

採っている点である。日本の場合、会計処理については詳細な指針が設けられているし、さらに税法が詳細な規定を設けている。これらに従っておれば概ね問題は生じないというのが、これまでの日本の会計であった。ところが、原則主義を採る IFRS の場合、詳細な実務指針は設けられない。そのため、具体的な会計処理については公認会計士や企業の経理担当者が専門家として判断しなければならないこととなる。日本は原則主義には馴染みにくい国であると考えられているから、原則主義の IFRS を採用するのは容易でないと考えられるのである。

いま一つの重要な相違点として、IFRS が「資産負債アプローチ」を採るのに対して、日本基準は「収益費用アプローチ」を採っている点がある。時価評価を採用する会計の枠組みの中で資産負債アプローチを厳密に適用すれば、利益とは「包括利益」となり、「当期純利益」ではない。これに対して、わが国において顕著であるように、収益費用アプローチでは「当期純利益」こそが重要な指標であると考えられるのである。

コンバージェンスやアドプションをめぐる議論が複雑な様相を呈しているのは、上記のような基本的考え方に相違点があるからだけではない。会計基準がいわば政治力学の産物であることもその一因である。IFRS は概念・実務・政治の混合の産物であるといつてよい。

事例をあげてみよう。その一つは、かつての国際会計基準委員会（IASB）が設置した戦略作業部会（1997年－1999年）における米国一国主義である。「2001年に IASB が発足したとき、その理事数を14名と少数に押さえ、かつ、国・地域別人数の割り当てをしなかった。これは米国 SEC の圧力によるものであった。国・地域別に委員の人数を割り当てる方式だと、米国が期待する数よりも米国の理事数が少なくなると考えられた。そのため米国としては割り当て方式を拒否し、理事の選任について現在の方式を主張したのである。結果として、日本の理事は1名であるのに対して、米国を含むアングロ・サクソン諸国の理事数が圧倒的に多い仕組みで IASB が発足することとなった」<sup>1)</sup>。

いま一つは、2008年9月のリーマン・ブラザーズ破綻を引き金として起こった直近の金融危機にあたり、金融商品の会計基準を変更した際の政治的圧力であり、記憶に新しい。この時には、金融商品の保有区分振替をめぐるEUの圧力により、IASBがデュープロセスを省略するという異常事態に至っている<sup>2)</sup>。

また、わが国の場合、コンバージェンスをめぐる議論がEU（欧州連合）からの影響により始められたのに対し、アドプションをめぐる議論は米国からの影響により始められ、それらが混在しているところに、別の意味で議論の複雑さがあるといえるのである。

加えて、金融危機以降のG20サミットでは、首脳声明で会計基準のコンバージェンスが取り上げられるなど、いまや会計基準は会計専門家の議論を超えた議論となっているのである。

本稿では、わが国における会計基準の国際化について、その背景と経緯を論じ、そのことを通してコンバージェンス／アドプションの今後の方向性とあり方に言及することにする<sup>3)</sup>。

## II EU（欧州連合）による同等性評価

わが国がIASBとのコンバージェンスを強く意識させられる契機となったのは、EUによる同等性評価であった。

EUは、2003年11月採択の「目論見書指令」<sup>4)</sup>と2004年12月採択の「透明性指令」<sup>5)</sup>により、2005年1月からEU域内の上場企業の財務諸表にIFRSの適

---

1) 平松一夫「コンバージェンス後のわが国会計基準の展望」『企業会計』第61巻第1号、2009年1月、p. 26。

2) 山田辰己、金児昭、平松一夫「特別鼎談／国際会計基準の現状と世界の課題」『税経通信』第64巻第1号、2009年1月、pp. 70-96のうち、山田辰己氏の発言、例えばp. 89 & p. 91を参照。

3) II、III、IVの記述は多くの部分、平松一夫、前掲稿によっている。

4) DIRECTIVE 2003/71/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 4 November 2003 on the prospectus to be published when securities are offered to the public or admitted to trading and amending Directive 2001/34/EC, *Official Journal of the European Union*, 31.12.2003.

用を義務づけ、2009年1月からは外国企業にもこの規定を適用することとした。その結果、日本基準がIFRSと同等と認められなければ、EUで資金調達しようとする日本企業がEU市場からの撤退を余儀なくされる恐れがあったのである。

EUの指示を受けた欧州証券規制当局委員会（CESR）は、2005年6月、日本・米国・カナダの各会計基準の同等性評価について、ECに対する技術的助言を公表した<sup>6)</sup>。CESRは、日本の会計基準について全体として同等としつつも、26項目の差異を指摘し、差異を排除するよう求めた。これに対して、同等性評価を得ようとする日本がこの差異の解消に向けて努力し、2007年8月の「東京合意」に至ったのである。

2007年12月、CESRは「中国、日本、米国の会計基準の同等性に関するCESRの助言案」を公表し、2008年3月に助言案として確定した<sup>7)</sup>。CESRは、従来は個別基準の差異に着目していたが、この助言案ではコンバージェンスに向けた取り組み状況など全体としての同等性を評価する方針に転換した。その結果、「東京合意」で提示された目標に向けて予定表どおりに対応していないことを示す適切な証拠がない限り、日本基準を同等と考えるべきであるとする勧告案を提案したのである。

こうした流れの中で、EC（欧州委員会）は2008年6月11日、「目論見書指令施行に関する規則改正案」および「透明性指令施行に関する決定案」を公表し、2009年以降も日本基準をEU域内市場において受け入れることが適当

---

5) DIRECTIVE 2004/109/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 December 2004 on the harmonisation of transparency requirements in relation to information about issuers whose securities are admitted to trading on a regulated market and amending Directive 2001/34/EC, *Official Journal of the European Union*, 31. 12.2004.

6) THE COMMITTEE OF EUROPEAN SECURITIES REGULATORS (Ref: CESR/05-230 b), *TECHNICAL ADVICE ON EQUIVALENCE OF CERTAIN THIRD COUNTRY GAAP AND ON DESCRIPTION OF CERTAIN THIRD COUNTRIES MECHANISMS OF ENFORCEMENT OF FINANCIAL INFORMATION*, June 2005.

7) THE COMMITTEE OF EUROPEAN SECURITIES REGULATORS (Ref.: CESR/08-179), *CESR's advice on the equivalence of Chinese, Japanese and US GAAPs*, March 2008.

という提案をした<sup>8)</sup>。そして2008年10月7日、欧州議会・経済通貨委員会はEC案の討議・議決を行い、その決定案を支持した。

これを受けて、2008年12月12日、ECは日本と米国の会計基準をIFRSと同等と認めた。これにより、EUに上場する日本企業は引き続き日本基準に準拠した財務諸表を使用することができることとなった。なお、中国、カナダ、韓国、インドの会計基準については2011年までに状況を見直すことを条件に、同等と認めている<sup>9)</sup>。

企業会計基準委員会（ASBJ）は2008年12月26日に「東京合意に掲げた短期コンバージェンス項目の終了にあたって」を公表した。これにより、日本基準に対するEUの同等性評価問題は一段落したのであるが、中長期項目については今後の作業に待つわけであり、コンバージェンスそのものが完結したわけではないことに留意しなければならない。

### Ⅲ 米国におけるIFRSの容認動向

他方、米国の動向は日本にとってさらに衝撃的であったと言ってもよい。米国財務会計基準審議会（FASB）は2002年9月の「ノーウォーク合意」によりIASBと共同歩調を始めた<sup>10)</sup>。両者は、①比較的簡単に統合できる項目について短期的に統合する、②2005年1月時点で残っている差異については共同で統合化を図る、③会計基準の解釈指針を作成する委員会についても活動の統合化を図る、といった点について合意した。この合意は、一国主義を採ってきた米国としては異例に思われた出来事であった。

さらに、2005年4月にはSECとEUが「ロードマップ」に関する合意に

---

8) 「目論見書指令施行に関する規則改正案」については、[http://ec.europa.eu/internal\\_market/accounting/docs/prop-gaaps\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/docs/prop-gaaps_en.pdf) を参照。「透明性指令施行に関する決定案」については、[http://ec.europa.eu/internal\\_market/accounting/docs/dec-gaaps\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/docs/dec-gaaps_en.pdf) を参照。

9) European Commission, Reference: IP/08/1962, “Accounting: European Commission grants equivalence in relation to third country GAAPs,” 12 December, 2008.

10) 「ノーウォーク合意」については、山田辰己「IASBとFASBのノーウォーク合意について」『企業会計』第55巻第2号、2003年2月を参照。

到達している。これは FASB と IASB による会計基準の統合を期待し、米国に上場する外国企業が IFRS によって作成する財務諸表について2009年までに差異調整表を不要にするというものであった。

これを受けて FASB と IASB は、2006年2月、その時点での差異のうち2008年までに完成すべき項目について合意し、「覚書」(MOU)を公表した。MOU では短期統合化項目とその他の統合化項目に分け、検討内容と達成目標が示された。その後、MOU は2008年9月に更新されている。

こうした展開の中で、SEC は2007年12月、IFRS による財務諸表を作成する外国企業に対して2007年11月15日より後に始まる会計年度から差異調整表の作成を要求しないことを決定した<sup>11)</sup>。

SECは2007年8月にコンセプトリリースを公表し、米国企業にIFRSの使用を認めることについても提案し、検討を進めることとした<sup>12)</sup>。そして2008年11月14日、SEC はIFRSの段階的適用に関するロードマップ案を公表するに至った。日本としてもこの動きに対応してアドプシヨンの検討を開始したという点で、このコンセプトリリースとロードマップ案の公表は、日本に対して極めて大きな影響を与えることとなった。

ロードマップ案によると、2014年から大規模早期適用企業が、2015年から早期適用企業が、2016年から早期適用企業以外の企業がIFRSを適用することになる。

IFRSの使用を義務づけるかどうかについては2011年に決定するとされている<sup>13)</sup> 決定に際しては、IFRSの基準内容の改善、投資家や会計士等の教育

---

11) Securities and Exchange Commission, "Acceptance from Foreign Private Issuers of Financial Statements prepared in accordance with International Financial Reporting Standards without Reconciliation to U.S. GAAP," December 21, 2007.

12) Securities and Exchange Commission, "Concept Release on allowing U.S. Issuers to prepare Financial Statements in accordance with International Financial Reporting Standards," August 7, 2007.

13) Speech by SEC Staff: Opening Remarks before the Commission Open Meeting by Conrad Hewitt, Chief Accountant, Office of Chief Accountant, John White, Director, Division of Corporation Finance, Paul Dudek, Chief, Office of International Corporation Finance, U.S. Securities and Exchange Commission, August 27, 2008. <http://www.sec.gov/news/>

・訓練、IASCF（国際会計基準委員会財団）のガバナンス・資金調達等の進捗状況を勘案するとされている。そして、一定の要件を満たした一部の米国企業に2009年12月期からの選択適用を認めること、各産業の時価総額上位20位（外国企業含む）の大半がIFRSを使用している産業で、かつ、その産業で20位以内の企業であること、企業がSECに上記要件に合致していることを説明し異論がない旨のレターを入手することなどを適用の条件としている。また、選択適用にあたり、米国基準への数値調整（監査不要）を公表することとしている。

さらに2010年2月24日、SECは「グローバル会計基準に関する声明」を発表した<sup>14)</sup>。この声明では、単一の質の高い国際的に受け入れ可能な会計基準に向けたIASBとFASBのコンバージェンスへの努力を奨励するとしている。他方で、IFRSの適用時期をこれまでより1年遅い2015年とすることや、これまで想定していた任意の早期適用を認めないなど、若干の変更が加えられている。

このように、意外ともいえる米国の政策転換によって、日本は大きな影響を受けた。米国に追随する形で、わが国においても直ちに国際会計基準導入論議が始められたのである。

## IV IFRSをめぐる最近のわが国の動き

### 1. コンバージェンス以前のわが国の姿勢

2006年以降、わが国でコンバージェンスが論じられるようになったが、それ以前、わが国では必ずしもIFRSについて前向きに検討されてきたわけではなかった。

2004年4月19日、日本経済団体連合会は、欧州産業連盟（UNICE）と「国際会計基準に関する共同声明（Joint Statement on International Account-

---

speech/2008/spch082708ch-jw-pd.htm 参照。

14) “SEC Approves Statement on Global Accounting Standards”, For Immediate Release 2010-27, <http://www.sec.gov/news/press/2010/2010-27.htm>

ing Standards)」を公表した<sup>15)</sup>この時期、IASBの存在感が増し、その影響が日本にも波及していた。そこで、経済界もIASBの活動に積極的に貢献するとしながらも、経済界としてIFRSについて次のような懸念を表明している。

まず、会計基準に関する基本的概念については、IFRSが現行基準の基本的概念を大幅に変更するものであるがニーズに裏打ちされていないこと、特に「業績報告（包括利益報告）」、「金融商品の全面時価評価」、「退職給付会計の見直し」でIASBに全面時価主義を採用する意図があることから、経済界は断固としてこれに反対するとしたのである。

次にIASBのガバナンスの改善については、IASB財団の見直しが必要であると指摘し、コメントに沿った形で定款変更が行われることを要望している。

さらに、会計基準の相互承認の必要性について言及し、財務諸表の比較可能性を確保するために会計基準のコンバージェンスには全面的に賛成であるが、2005年までの短期間にこれを達成することは困難であることから、コンバージェンスを達成する前の中間的段階として相互承認の実現に向けて協力すると述べているのである。

他方、経済産業省では、2004年6月10日に「企業会計の国際対応に関する研究会・中間報告」を公表した<sup>16)</sup>。その中で、当面の重要目標として、日本の会計基準はIFRSと同等と考えられることから（特にEUと）相互承認すべしとし、レジェンド問題の解消を訴えている。また、長期的目標としては、国際的コンバージェンスに向けた努力と課題に言及し、日本の積極的参加が重要であるとしている。

経済産業省は、この報告書の英語版を作成し<sup>17)</sup>、2004年11月には欧州で

---

15) UNICE and Nippon Keidanren, "Joint Statement on International Accounting Standards," 19 April 2004. 欧州産業連盟 (UNICE)・(株)日本経済団体連合会「国際会計基準に関する共同声明 (仮訳)」2004年4月20日。

16) 経済産業省「企業会計の国際対応に関する研究会・中間報告」2004年6月10日。

17) Study Group on the Internationalization of Business Accounting, Ministry of Economy, Trade and Industry, "Report on Internationalization of Business Accounting in Japan," June 2004.



CESR（欧州証券規制当局委員会）や UKFSA（英国金融庁）に説明するとともに、2005年3月には日本でEU域内市場局長ライト氏と懇談するなどし、特に日本の経済界などの立場についてEUの理解を深めるために努力している。

こうした動きの中で、財務会計基準機構は、2004年10月12日、ASBJとIASBが会計基準のコンバージェンスを最終目標として現行基準の差異を可能な限り縮小する共同プロジェクトの立ち上げに向けて協議を開始した。

2005年3月9日・10日には初会合を開き、着手しやすい5項目から検討するという方針の下で、棚卸資産の評価基準（IAS 2）、セグメント情報（IAS 14）、関連当事者の開示（IAS 24）、在外子会社の会計基準の統一（IAS 27）、投資不動産（IAS 40）などについて協議を始めた。

マスコミもこうした動向に関心を寄せた。例えば『日本経済新聞』は「会計基準委、棚卸し資産の評価基準、低価法に統一検討」（2005年3月12日）、「トウィーディー議長に聞く／会計基準共通化の加速期待」（2005年3月16日）などと報じている。

## 2. コンバージェンスに向けた態度の変化

2005年、EUの同等性評価がなされることとなり、わが国の態度がコンバージェンスに向けて一変することとなった。その端緒となつたのは経済界の態度変化であり、次いで政府もコンバージェンスに向けて舵の方向を切り替えた。

### （1）コンバージェンスに向けた閣議決定

コンバージェンスに2006年6月20日、日本経済団体連合会は「会計基準の統合（コンバージェンス）を加速化し、欧米との相互承認を求める」という文書を公表した。これに呼応するかのように、その直後の2006年7月7日には、「経済財政運営と構造改革の基本方針2006」の閣議決定がなされた。

その第2章「成長力・競争力を強化する取組」では、民の力を引き出す制度とルールを取組規制改革等を通じ、民間活力を十分引き出すと同時に、公

正で透明な市場を確立し、市場活力の維持と向上を図るとした上で、会計制度について、「四半期報告制度を円滑に実施するとともに、平成21年に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る」こととされた。

ちなみに、この閣議決定では、合わせて、公認会計士監査の強化に向けた方策について平成18年内を目途に検討を行うことや、会社法・金融商品取引法における内部統制に関する制度の円滑な実施を図るとともに、その実施状況も踏まえ、企業のガバナンス強化に向けた環境整備に取り組むことも盛り込まれた。

## (2) コンバージェンスに向けたロードマップ

政府のこうした方針を反映して、2006年7月31日、企業会計審議会・企画調整部会は、「会計基準のコンバージェンスに向けて」という意見書を公表した。企業会計審議会がコンバージェンスの方針を明らかにしたのはこれが初めてである。

企業会計審議会から EU の同等性評価等を視野に入れた計画的な対応が提言されたことを踏まえて、ASBJ は2006年10月12日に「我が国会計基準の開発に関するプロジェクト計画について——EU による同等性評価等を視野に入れたコンバージェンスへの取組み——」を公表した。そして、2007年8月8日、ASBJ と IASB は「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」を公表した。これが「東京合意」である。

東京合意では、日本基準と IFRS の間の重要な差異（同等性評価に関連して2005年7月に CESR により指摘された差異）を2008年までに解消し、残りの差異については2011年6月30日までの解消を図るとされた。さらに、ASBJ は東京合意を踏まえて2007年12月6日にプロジェクト計画表（コンバージェンス関連項目）を公表し、これに基づき高品質の会計基準への国際的なコンバージェンスに向けて着実に取組みを進めていくことを宣言した。プロジェクト計画表にはその後も改訂が加えられている。

こうして2008年12月26日には、先述のように、ASBJ が「東京合意に掲げ

た短期コンバージェンス項目の終了にあたって」を公表したのである。

### 3. アドプションに向けた態度の変化

このように、IFRS とのコンバージェンスに向けて着実な歩みを見せ、EU の同等性評価についてのひとまずの決着を見たわが国の会計基準であるが、先述のように米国が2008年8月27日にアドプションの可能性を示唆し、11月14日にこれを公表したことで、新たな局面に突入することとなった。

2008年7月31日、9月17日には「我が国企業会計のあり方に関する意見交換会」が開催され、連結先行について合意するとともに、IFRS の採用について検討を開始した。2008年9月4日の『日本経済新聞』は、「日本、国際会計基準導入へ」という大見出しのもとで、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、金融庁などがIFRS 導入に向けた検討に入ったと報じている。続く9月18日には「来月以降に会計審」との見出しで、金融庁・企業会計審議会でも議論することが報じられた。

この間、日本経済団体連合会は、2008年10月14日に「会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応」という文書を公表し、アドプションを支持する姿勢を鮮明にした。そして、企業会計審議会が2008年10月23日に開催され、引き続き、アドプションに向けた審議会が数回にわたり開催されることとなった。

そして、2009年2月4日、審議会における議論は「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」として提示され、コメントを求めるとされた。そして、2009年6月30日、企業会計審議会は「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表するに至った。

その中で、IFRS を上場会社の連結財務諸表にまず先行して適用するという、いわゆる「連結先行論」の考え方が示された。また、IFRS の適用時期については、2010年3月期から一部の企業にIFRS の任意適用を認めること、2012年を目途としてIFRS の適用について判断し、適用する場合には2015年

または2016年から上場会社の連結財務諸表にIFRSを強制適用するという方向が示された。

## V 金融危機と会計基準

さて、会計基準をめぐるコンバージェンス・アドプションの議論は、会計基準設定主体による議論に留まらず、各国政府による議論としても展開されている。その契機となったのは、2008年9月15日に起きたリーマン・ブラザーズの破綻であった。これは金融界だけでなく、実体経済にも影響を及ぼすとともに、当然のように会計基準に対しても深刻な影響を及ぼすこととなった。

### 1. 金融危機による金融商品会計基準の改定

2008年9月30日には、米国SECとFASBが公正価値測定に関する指針を公表した。そこでは、市場が活発でない場合の公正価値評価などにおいて、従来の公正価値評価とは異なる扱いをすることを認めるなどとされている<sup>18)</sup>。続いて10月3日には、緊急経済安定化法（Emergency Economic Stabilization Act of 2008）が可決された。その第133条では、財務会計基準書第157号で求められている時価会計（mark-to-market accounting）について研究することや、FASBの基準設定プロセスについても研究することが求められている。

米国の動きを受けるとともに、EUの圧力もあり、IASBは2008年10月13日、金融商品の保有区分の振り替えを認めるなど、IAS第37号とIFRS第7号を改訂することを決めた。それもデュープロセスを省略しての決定であった。

わが国では、10月28日、企業会計基準委員会が実務対応報告第25号「金融商品の時価の算定に関する実務上の取扱い」を公表するなど、国際動向を見

---

18) SEC Office of the Chief Accountant and FASB Staff, Clarification on Fair Value Accounting, For Immediate Release 2008-234, Sept. 30, 2008. <http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-234.htm> 参照。

据えた対応を開始した。また同日、「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」を公表し、稀な状況において債券の保有目的区分の変更を認めることについてコメントを募集することとした。そして2008年12月5日には実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」を公表した。ASBJは、一連の対応により、巷間いわれるような時価評価の凍結を決めたわけではない。評価については会計基準そのものを改訂したのではなく、現行基準の内容についての理解を確認したのである。保有区分の変更により時価評価の「凍結」と同様の効果をもつ部分が生じることは否めないし、遡及適用が認められるなど変則的な取り扱いもあるが、特例はあくまで緊急事態対応であることを明確にしようと、懸命の姿勢が見られたのは確かなことである。また、ASBJはこうした緊急対応においてもデュープロセスをおろそかにしない姿勢を示した。

今回の金融危機に際してみられた会計基準の改定劇は、会計基準が政治的状況に翻弄される姿を改めて浮き彫りにしたといえよう。もとより、会計基準を政治状況だけで変更してよいわけがない。したがって、今回の措置はあくまで異常事態のもとでの緊急対応として位置づける必要がある。その上で、従来は想定されていなかったために今回明らかになった会計基準の不備については、正式にこれを見直すことが肝要であると思われる。

## 2. サミット首脳声明における会計基準の議論

### (1) G20 ワシントン・サミット

2008年11月15日、G20 ワシントン・サミットで「金融市場・世界経済に関する首脳宣言」が採択された<sup>19)</sup>。その中で、閣僚及び専門家に対して、緊急時に、特に複雑な証券についてグローバルな会計基準を見直し、調整することを指示した。また、「改革のための原則を実行するための行動計画」として、①透明性及び説明責任の強化、②健全な規制の拡大、③金融市場におけ

19) 正式名称は「金融市場および世界経済に関する首脳会合 (Summit on Financial Markets and the World Economy)」。訳は外務省のホームページによる。

る公正性の促進、④国際連携の強化、⑤国際金融機関の改革を行うことを述べている。

そのうち「透明性及び説明責任の強化」では、2009年3月31日までの当面の措置として、次のことを要請し、財務大臣は、規制当局、拡大された金融安定化フォーラム、及びその他関連機関の分析に基づき、これらの提言の適切性を評価するとしている。

- ① 世界の主要な会計基準設定主体は、特に市場の混乱時における、複雑な流動性のない商品の価格評価も考慮に入れて、証券の価格評価のガイダンスを強化するための作業を行う。
- ② 会計基準設定主体は非連結特別目的会社のための会計及び開示の基準に関する脆弱性に対処するための作業を大きく進展させる。
- ③ 規制当局及び会計基準設定主体は、市場参加者に対する、金融機関による複雑な金融商品の義務的開示を強化する。
- ④ 金融の安定を促進する観点から、特に透明性、説明責任、及びこの独立主体と関係当局との適切な関係を確保するために、その構成員の見直しを含め、国際会計基準設定主体のガバナンスを更に強化する。
- ⑤ 私募ファンド及び・あるいはヘッジファンドに関するベスト・プラクティスを既に策定している民間団体は、一連の統一されたベスト・プラクティスの提案を提示する。

また、中期的措置として次のように述べている。

- ① 世界の主要な会計基準設定主体は、単一の、質の高い国際基準を創設することを目的に、精力的に作業を行う。
- ② 規制当局、監督当局及び会計基準設定主体は、状況に応じ、質の高い会計基準の一貫した適用及び実施を確保するため、相互に、また民間セクターと継続的に協力して作業をする。
- ③ 金融機関は、必要に応じて、国際的なベスト・プラクティスに基づいて、財務報告において、リスク開示を強化するとともに、すべての損失を継続的に開示する。規制当局は、金融機関の財務諸表が、金融機関の活動（非

連結の活動を含む)を完全、正確かつ適時に反映すること、また、財務諸表が、一貫して定期的に報告されることを確保するよう努める。

## (2) G20 ロンドン・サミット

2009年4月2日、ロンドン・サミットで「回復と改革のためのグローバル・プラン」という首脳声明が出された<sup>20)</sup>。その中の「金融監督及び規制の強化」において会計基準設定主体にふれ、会計基準設定主体に対し、評価及び引当てに関する基準を改善し、単一の質の高いグローバルな会計基準を実現するため、監督当局及び規制当局と緊急に協働することを求めている。

サミット付属文書である「金融システムの強化に関する宣言」では、次のように述べられている。

- ① 我々は、公正価値会計の枠組みを再確認しつつ、会計基準設定主体が、流動性及び投資家の保有期間を踏まえ、金融商品の価格評価の基準を改善すべきであることに合意した。
- ② 我々はまた、会計事項に対処する景気循環増幅効果に関する金融安定化フォーラム (FSF) の提言を歓迎する。我々は、会計基準設定主体が、2009年末までに以下のための措置を採るべきであることに合意した。
  - ・ 金融商品の会計基準に関する複雑性を低減する。
  - ・ より広範な信用情報を取り込むことで、貸倒引当金に関する会計上の認識を強化する。
  - ・ 引当、オフバランス・エクスポージャー及び評価の不確実性について、会計基準を改善する。
  - ・ 監督当局とともに価格評価基準の適用における明瞭性及び整合性を国際的に実現する。
  - ・ 単一の質の高いグローバルな会計基準に向けた重要な進捗をもたらす。

20) [http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\\_aso/fwe\\_09/communique.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/fwe_09/communique.html)。訳は外務省ホームページによる他、2009年6月11日、企業会計審議会企画調整部会配布資料、資料5(金融庁ホームページに掲載)による。

- ・独立した会計基準設定プロセスの枠組み内において、国際会計基準審議会の定款の見直しを通じ、健全性規制当局及び新興市場国を含む利害関係者の関与を改善する。

### (3) G20 ピッツバーグ・サミット

2009年9月25日のG20ピッツバーグ・サミットの首脳声明では、「国際金融規制体制の強化」の中で次のように述べられている<sup>21)</sup>。

「我々は、国際会計基準設定主体に対し、その独立した基準設定プロセスの枠内において、単一の質の高い世界的な会計基準を実現するための努力を倍増すること、そして2011年6月までに収れんプロジェクトを完了することを求める。国際会計基準審議会（IASB）の制度的枠組みは、様々な利害関係者の関与をさらに向上すべきである。」

このように、金融危機を契機に開催されてきたG20では、世界の合意として会計基準のコンバージェンスを推進すること、および、IASBのガバナンスを強化することが盛り込まれている。わが国もこのサミット参加国として、これらの申し合わせにコミットする責任を負うことになる。

## VI わが国会計基準のあり方

わが国ではいま、会計基準のコンバージェンスとアドプションをめぐる2つの議論が同時進行で行われている。今後はアドプションを視野に入れた議論がより広範に行われるようになるであろう。わが国の場合、これらの議論が諸外国の影響によって進展してきたという経緯がある。しかも、IFRSとわが国の会計基準には基本的な考え方に相違があるため、コンバージェンスにしてもアドプションにしても容易ではないという事情がある。加えて、このところの金融危機もあり、会計基準の設定が政治の影響下におかれていることも、わが国の対応を困難なものにしているのである。

21) [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909\\_seimei\\_ka.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html)。訳は外務省ホームページによる。



そのような状況にあって、わが国の会計基準のあり方についてどのように考えるのがいいのであろうか。この点について私見を述べて本稿の結びとする。

まず、IFRS のアドプシオンについてである。すでにわが国としても方向性を示したところであるが、上場企業の連結財務諸表に IFRS をアドプシオンして適用することについては、これから逆戻りすることは許されないであろう。その場合、IFRS の翻訳が重要な課題の一つとなる。次々と公表される IFRS を日本語に翻訳するのは容易でないが、これなくしてわが国へのアドプシオンはできない。また、IFRS は原則主義の考え方を採っているの、細則主義に親しんできたわが国で、実務上どのようにこれに対応するかが重大な課題となる。それには理解と教育が肝要である。

上場企業の連結財務諸表以外の個別財務諸表については開示を不要とするのが適切であると考え。また、税金・配当目的に必要とされる個別財務諸表は、欧州の一部の国で行われているように自国基準（すなわち日本基準）で作成することをするのがよい。その際、後入先出法、工事完成基準、持分プーリング法などを容認すること、および、退職給付、減損などの会計基準について簡便法の適用を認めることが肝要である。もっとも、国税当局が大幅な申告調整を認めるのであれば、そのような配慮が必要でなくなることもありうる。また、「中小企業の会計に関する指針」については、ASBJ が中心となってこれを会計基準として作成するのが適切であると考え。要は、欧米に振り回されず、日本に適した基準を開発することと、基準開発能力を維持しておくことが重要なのである。

IFRS をアドプシオンするにあたり、人材育成も大きな課題である。その教育の内容については、今後、国際会計士連盟・国際会計教育基準審議会の国際教育基準（IES）が注目されるようになるであろう。そして、短期的には、監査法人や企業で IFRS に対応できる人材を急遽育成することが求められる。また、会計教育研修機構や会計大学院が教育面で果たすべき役割は大きいと考えられる。

中・長期的には、国際的に通用する会計人育成のためにも会計士試験制度の改革が必須である。会計倫理や国際性を重視する会計人育成の風土が醸成されなければ、日本の会計は世界から尊敬されないといってよい。すべては人に依存する。その意味で、今後日本が会計分野で世界に貢献し続けるには、人材育成についてしっかりとした戦略をもつことがもっとも重要であると考えられるものである。

(筆者は関西学院大学商学部教授)